

◎乗合バスの協議運賃にかかる手続き

一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃の設定・変更

《改正前》

地域公共交通会議又は法定協議会により協議・決定

【地域公共交通会議の構成員】

- 会議を主催する地方公共団体の長
- 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 住民又は旅客
- 地方運輸局長
- 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体

※主催する市町村長が必要と認める場合は加えることが可能

- 道路管理者
- 都道府県警察
- 学識経験者

《改正後》

道路運送法第9条第4項に定める協議会により協議・決定

【第9条第4項に定める協議会の構成員】

- 当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県
- **当該運賃を定めようとする**一般乗合旅客自動車運送事業者
- 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 市町村長又は都道府県知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※運賃以外の事項（事業計画など）は、地域公共交通会議等で協議し、協議運賃に関してのみ法第9条第4項に定める協議会で協議を行います。

※地域公共交通会議等とは別に開催する必要があります。

※構成員となる一般乗合旅客自動車運送事業者については、協議運賃を実際に適用する事業者のみとなります。

(新設事項)

住民等からの意見収集

法第9条第4項に定める協議会を開催する場合、あらかじめ住民等から意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

※住民等から意見を聞くための措置として、公聴会の開催、パブリックコメントの募集、地域住民に対するアンケート調査等の方法が想定されます。

(協議に係る流れの一例)

